

浦添市土地区画整理審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 受付開始時刻は、会議開催予定時刻の30分前とする。
- (3) 会議の受付は先着順に行う。傍聴希望者が多い場合は、入場者数を制限する。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合もある。
- (3) 傍聴者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがある。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ること。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる等の示威的行為をしないこと。
- (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。